

平成22年度 第1回 京都市歴史まちづくり推進協議会 議事要旨

日 時 平成23年1月13日(木) 10:00～

場 所 本能寺会館 5階 雁(かりがね)

(議事要旨)

<開会の挨拶>

<委員の紹介, 委嘱及び任命>

<座長の選出>

委員の互選により高橋委員の座長就任が決定

<副座長の指名>

座長の指名により日向委員の副座長就任が決定

<会議の公開・非公開について>

委員の承認により公開が決定

(傍聴者・報道関係者入室)

<京都市歴史まちづくり推進協議会の設置について>

〔 ○事務局より「資料2 京都市歴史まちづくり推進協議会の設置について」に沿って, 説明 〕

<議題1 京都市歴史的風致維持向上計画の平成22年度末変更について>

〔 ○事務局より「資料3-1 京都市歴史的風致維持向上計画<概要>」に沿って, 現在認定を受けている計画の概要を説明  
○引続き「資料3-2 認定計画に基づく取組について」に沿って, 歴史的風致形成建造物の指定, 修理・修景例, 歴史的な町並みの修理・修景例, 上七軒通りにおける道路修景整備事業について報告  
○引続き「資料3-3 京都市歴史的風致維持向上計画の平成22年度末変更について」に沿って, 平成22年度末の変更予定について説明 〕

○座長 今回の報告及び議題について, 質問や御意見をお願いします。

○委員 上七軒通りの道路修景整備について, 石畳の歴史的景観としての意味合いや, 一般的に黄色で施工されるバリアフリー施設等との総合的なデザインの検討についてどのように考えておられますか。

○事務局 上七軒通りの事業を進めるにあたっては、地元の方に入っていたワークショップを開催しています。舗装についても地元の意見を取り入れた形で検討を行っており、石畳に近い維持管理の面も優れたアスファルト舗装で仕上げたいと考えています。バリアフリー施設や路側帯の敷設などもありますが、ここではそういうことをせずに、シンプルな形で仕上げたいと考えています。

○委員 近年、石畳が流行していますが、伝建地区などで石畳を使用する場合、歴史的に石畳であったことを確認することが重要です。ただ、歴史的な経過がなかった場合でも、地元のまちづくりの方向として石畳が選択されるのであれば、禁止していくのはどうかという議論もあります。また、中国産が使用されることについても議論されています。

一概に石畳が良いという時代ではなくなりつつあり、一度このような場でもきちっと議論する必要があると思います。

○座長 伝建地区は別として、文化的景観や歴史まちづくりにおいては地元の皆さんの暮らしや御意見も尊重するべきと思いますが、石畳については、必ずしも歴史的風致や文化的景観に資するとは思えない側面があります。また、上七軒の町並みは意外とそろっておらず高さが色々であったり出入りしたりなど、様々な取り合わせの面白さがあるので、図にあるような整然とした舗装になると少し違和感があるのではないかと思います。

○委員 上七軒の町並みは近代の電柱以前の景観だと思いますが、近代にガス灯の明るい光が町中に現れ、まちを元気にしていったということもあり、そういう時期の雰囲気大切にするとということも、選択肢としてあると思います。無電柱化を行う際には、そのようなことも検証するとよいと思います。

○委員 嵯峨野の界わいなどでは、土道風の舗装がなされています。景観に配慮した舗装の仕方としては、いくつか選択肢があるとは思いますが、どのくらいあるのですか。

○事務局 石畳や石畳風の舗装、土道風の自然系の舗装もあり、明確にいくつというのはなかなか言えません。石畳風アスファルト舗装は、本市では初めての工法ですが、最近では島原の角屋周辺で使用されています。上七軒では、元々地元の方から石畳の要望があったため、本市としては維持管理や施工費用も検討し、地元の意向も取り入れたうえで、石畳風アスファルト舗装で進めていきたいと思っています。

○委員 道路の舗装は、そのエリアを特化する性格があると思います。現在の計画では、上七軒通のみが舗装の対象となっていますが、舗装をされるのであれば上七軒という地域全体が一つにまとまるように、また、例えば人が自然に歩いて歌舞練場に入っていけるようにしていただきたいと思っています。

○事務局 本市と致しましても、歌舞練場を意識しております。また、無電柱化の実施に当っては脇道の工事も発生するため、面的とは言いませんが、そのあたりについてもできるだけ何とかしていきたいと考えています。

<京都市歴史的風致維持向上計画に基づく重点区域の拡大について>

- 事務局より「資料4-1 京都市歴史的風致維持向上計画に基づく重点区域の拡大について」に沿って、岡崎地域を中心とした地域の歴史的経緯や現在形成されている歴史的風致について説明
- 引続き参考として「資料4-2 京都岡崎の重要文化的景観の調査・検討について」に沿って説明

- 座長** 今の報告と議題について、御質問や御意見をお願いします。
- 委員** 文化的景観の助成制度についてですが、岡崎エリアの庭園の修復、修景には補助が期待できるということでしょうか。
- 事務局** 現在、国の名勝庭園として指定されているものについては、従来通りの補助制度があります。また、文化的景観についても主な構成要素として保存計画の中に盛り込んだものについては、補助金の対象となってこようかと思えます。
- 委員** 岡崎の邸宅のエリアでは、明治の元勲等が所有していた邸宅、植治の庭などを売り渡してしまい、マンション等が建設され景観が壊れてきたという経緯があります。文化的景観の規制や補助の制度によって、この問題についてどのような効果があるのでしょうか。
- 事務局** 文化的景観は、既にある景観計画区域や景観地区の規制を土台にしており、それらの規制を上回るものではありません。補助としては、「景観」ですので、道路から見た景観の補修とか公共財としての全体的な景観での補修に関係するものが主になってくるんじゃないかと思っています。
- 委員** 町家であれば、現在4万7千から8千あるものを、行政の支援や民間の活用等により維持向上のメカニズムができてきました。しかし、庭園は町家と違って維持管理に膨大な費用がかかります。岡崎を重点区域に含めるのはいいと思いますが、現在の維持向上計画には庭園の維持向上までは盛り込んでいないため、維持向上していく具体的な方策をある程度考えないと、計画を運用していくことはできないと思います。
- 委員** 京都市の景観条例には文化的景観という記述はありませんが、文化的景観の制度は歴まちの制度を適用する際の概念なんでしょうか。
- 委員** 基本的には文化財保護法の制度でございしますが、伝建地区よりは緩やかな制度となっています。
- 座長** 京都市の文化財保護条例にも文化的景観が入っていたのですか。
- 事務局** 京都市の文化財保護条例にはまだ加わっていません。京都の場合は国の選定をターゲットとしており、市の条例の中での改正というのは行われておりません。
- 委員** 岡崎を重点区域として拡大されるのは望ましいことだと思いますが、京都全体を考えると他にも同様の地域があるように思います。つまり、最終到達点をどのように考えておられるのでしょうか。また、重要文化的景観の選定と重点区域の拡大との

関係はどのように理解すればよいのでしょうか。

**○事務局** まず1点目についてですが、重点区域の前提となる京都の歴史的風致については、6つの視点で基本的な部分については記載しております。現在の重点区域としてはこの歴史的風致を形成しているエリア全てを網羅しているとは言えません。本市では、まず急速に町並みを変容している地域を中心に第1次の重点区域を設定しました。今回の拡大は、岡崎の基本計画での位置づけやビジョンの策定というきっかけにより、伝統と進取の気風の地の歴史的風致を詳細化していく中で、拡大に取り組むこととしたものです。

それ以外にも、山すそや旧街道筋などが対象として考えられますが、調査等が十分ではないなどの理由から、現在のような重点区域となっています。今後、基本となる歴史的風致を具現化しているようなエリアを順次拡大していきたいと考えています。

2点目の、文化的景観との関係についてですが、お互い相反するものではないと考えています。考え方の一つとして、片や京都市歴史的風致維持向上計画において京都全体の中での位置付けを与えながらの取組であり、一方で文化的景観では、その地域が（文化的景観としての価値が）どうあるかというのを押さえるものではないかと考えています。二つの制度を活用する効果としては、それぞれの規制や支援の良いところを有効に活用していけることと考えています。

<計画の進行管理・評価の試行案について>

○事務局より「資料5-1 歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について」に沿って、国で検討が行われている評価制度の概要について説明  
○引続き「資料5-2 京都市の試行（案）」に沿って、本市が作成した試行案について説明

**○座長** 京都市として歴史まちづくりを独自に進めていくという方法もありますが、一方で国の支援をたくさんいただきたいということもあり、そのあたりのバランスをうまくとっていただきたいと思います。3年毎に総括評価が必要ということなので、3年毎に何かしらの成果を想定して計画を書いていくという側面も必要かと思います。

何か御意見があればお願いします。

**○委員** 国に提出する報告とは別に、京都市として歴史まちづくりをどうしていくかという議論は別にしていく必要があると思います。国の支援事業はどんどん限られていくような状況にありますが、歴史まちづくり法の理念は都市計画と文化行政が一緒になり、そこにソフトの側面が入ってきた画期的なものだと思います。

京都の歴史まちづくりは京都市だけが実施するものではなく、祈りと信仰のまちであれば寺社や門前の方々の営みなど全てにあるものだと思います。この方々が推進している歴史まちづくりを連絡調整し、様々なご要望に即して京都市が歴史まちづくりを推進するべきではないでしょうか。そのような役割を担う場をどこかで作る必要が

あると思います。

今、ユネスコが歴史都市の景観保全に対し勧告を行うという動きがあります。この勧告を京都に当てはめてみると、「①イベントリーリスト（目録）の作成」が町家調査、「②パーティシパトリーアプローチ（住民参加型アプローチ）による維持向上」がこの計画、「③危機的な状況になることにはあらかじめ手を打つ」、「④総合計画への記載」は第2期の基本計画との関係になります。こうしてみると京都は比較的いいところまで来ているので、これを具現化することが、国内だけでなく世界にとっても意味のあることと思います。特に住民参加については、寺社や門前、文化、伝統芸能などの世界と連携することでより発展していくと期待しています。

**○委員** 歴史的風致維持向上計画は先発6都市に始まり、全国の都市が取り組んでいることですので、他都市の取組も参考にして頑張ってもらいたいと思います。

**○座長** 色々要望はありますが、大変と思わずにさせていただきたいと思います。特に実際にまちづくりの現場の方々の経験や御意見も踏まえられるような協議会になってほしいと思います。

評価についてというよりは、全体のまとめのような御意見が出されました。他に御意見がございませんでしたら、以上で事務局の方に戻したいと思います。ありがとうございました。

<その他>

**○事務局** ありがとうございました。今後のスケジュールですが、平成22年度末の変更については、今年度中に国に認定申請を行う予定としています。また、重点区域拡大については、本日の御意見を踏まえ素案を作成させていただき、改めて御意見を頂いたうえで、来年度国に認定申請を行いたいと考えております。

（傍聴者・報道関係者退出）

<事務連絡>

<閉会の挨拶>

（終了）